令和８年３月27日
総 務 部 財 務 課

入札制度の改正について

建設コンサルタント等業務に係る入札制度について、令和８年４月１日以降に入札の公告を行う案件から、次のとおり改正します。

記

１　前金払について

請負金額が 100 万円以上の案件について、前金払を行うことができることとします。

(1) 適用条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第５条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証を受けていること

(2) 支払額

請負金額の 10 分の３以内の金額（10 万円未満切り捨て）

(3) 手続き

受注者は、前金払の請求をするときは、保証事業会社の保証証書を添えた前金払申請書（指定様式）を発注担当課へ提出する

２　契約保証について

請負金額が 1,000 万円以上の案件について、次のいずれかにより契約保証を求めることとします。

(1) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第４項に規定する保証事業会社の保証証書を発注担当課へ提出

(3) その他の三条市財務規則第 153 条の規定に基づくもの（別紙参照）

(別紙)　三条市財務規則　抜粋

(契約保証金)

第153条　予算執行職員は、契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、第155条の規定による仮契約の場合にあっては、この限りでない。

2　前項の保証金の納付は、契約金額の100分の10以上に相当すると認められる第217条第1項に規定する有価証券をもって代えることができる。

3　第1項の保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合における当該担保の価値は、その補償する金額とする。

(1)　銀行その他市が確実と認める金融機関の保証

(2)　公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

4　予算執行職員は、第1項本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1)　契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2)　契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3)　令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者が契約の相手方であり、その者が過去2年の間に国(公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4)　法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5)　物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6)　随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

5　契約保証金は、契約条項に定める義務を履行したときに還付する。